

「不適正利用対策に関するワーキンググループ」開催要綱（案）

1 目的

本ワーキンググループ（以下「WG」という。）は、「ICTサービスの利用環境の整備に関する研究会」の下に開催されるWGとして、特殊詐欺等のICTサービスの不適正利用への対処に関し、最近の動向等を踏まえ、専門的な観点から集中的に検討することを目的とする。

2 名称

本WGは、「不適正利用対策に関するワーキンググループ」と称する。

3 検討事項

- (1) 携帯電話や電話転送サービスの契約の本人確認のあり方
- (2) SMSを利用したフィッシング詐欺への対応のあり方
- (3) その他

4 構成及び運営

- (1) 本WGの主査は、ICTサービスの利用環境の整備に関する研究会の座長が指名する。
- (2) 本WGの構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 本WGの構成員は、中立の立場をもって、専門的知見に基づき議論を行う。
- (4) 主査は本WGを招集し、主宰する。
- (5) 主査は、必要があると認めるときは、主査代理を指名することができる。
- (6) 主査代理は、主査を補佐し、主査不在のときは主査に代わって本WGを招集し、主宰する。
- (7) 本WGの構成員は、やむを得ない事情により出席できない場合において、代理の者を指名し、出席させることができる。
- (8) 主査は、必要に応じ、オブザーバーを招聘することができる。
- (9) 主査は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (10) その他、本WGの運営に必要な事項は、主査が定める。

5 議事・資料等の扱い

- (1) 本WGは、原則として公開とする。ただし、主査が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2) 本WGで使用した資料は、原則として、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益を害するおそれがある場合又は主査が必要と認める場合については、非公開とする。
- (3) 本WGの議事概要は、原則として公開する。ただし、主査が必要と認める場合については、非公開とする。

6 その他

本WGの事務局は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部利用環境課が行う。

「不適正利用対策に関するワーキンググループ」構成員

(敬称略・五十音順)

【構成員】

(主査) 大谷 和子 株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長
沢田 登志子 一般財団法人 EC ネットワーク 理事
鎮目 征樹 学習院大学 法学部 教授
辻 秀典 デジタルアイデンティティ推進コンソーシアム 代表理事
仲上 竜太 日本スマートフォンセキュリティ協会 技術部会 部会長
中原 太郎 東京大学大学院 法学政治学研究科 教授
星 周一郎 東京都立大学 法学部 教授
山根 祐輔 片岡総合法律事務所 弁護士

【オブザーバー】

警察庁 刑事局 捜査支援分析管理官

警察庁 サイバー警察局 サイバー企画課